

小城市中心市街地活性化基本計画が佐賀県 第1号の内閣総理大臣の認定を受ける!!

第10次認定 平成21年6月30日

市では「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、「小城市中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成21年5月21日付で内閣総理大臣に認定申請を行い、平成21年6月30日に認定されました。

今後は、基本計画に基づき、行政や関係団体、民間事業者等が中心市街地活性化の推進に取り組んで参ります。

■計画期間 平成21年6月から平成27年3月まで（5年10ヶ月）

■計画区域 小城市中心部104ha

■将来像 「住んでよし、訪ねてよし、和で織りなす味わいのある美しい城下町」

～歴史と伝統から織り上げられた文化が発酵する味わいのあるまちの特性を活かし、1200年間の資産を守り、育み、つなぐ、和で織りなす美しいまちをつくる～

■目 標 (1) “城下町や羊羹”の地域の特徴を活かした交流人口の拡大を図る

(2) 魅力的で暮らしやすい都市・商業機能の充実を図る

■事業内容 (1) 市街地の整備改善、(2) 都市福祉施設の整備、(3) 街なか居住の推進、(4) 商業の活性化、(5) 公共交通機関の利便増進などの事業を総合的かつ一体的に取り組みます。

※基本計画書は、小城市ホームページで公開していますのでご覧ください。

URL: <http://www.city.ogi.lg.jp/>

※国の中心市街地活性化関連情報は、内閣官房中心市街地活性化本部ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/index.html>



みんなの力を結集して賑わいづくりに
取り組みましょう!

小城市中心市街地活性化基本計画に係る出前講座募集!

この出前講座は、内閣総理大臣の認定を受けた小城市中心市街地活性化基本計画の推進を図り、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、コンパクトで賑わいあふれるまちづくりを実現するために行っているものです。中心市街地再生のためには、市民のみなさんに基本計画を知っていただき、市民、行政、民間がそれぞれに役割を分担しながら、魅力的で住みやすいまちづくりを自らの手で作っていくことが必要です。

この講座は、これから基本計画に基づき実施される市の事業や施策、民間の事業等について、市の職員が講師となって、みなさんの地域へ出向き、お話をお届けするものです。

自治会、老人クラブ、婦人会、その他グループなどでどうぞご利用ください。

【申し込み・問合せ】

都市整備推進室 中心市街地活性化推進係（小城庁舎） 担当 江頭

〒845-8501 小城市小城町253番地21 ☎73-8835 メールアドレス chuukatsu@city.ogi.lg.jp

佐賀県第1号の内閣総理大臣認定市に選定され

中心市街地の再生に向けて

人口減少、少子高齢社会に備え、
歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます

小城市長 **江里口 秀次**
ERIGUCHI SYUJI



中心市街地における都市機能の集積や経済活力の向上を実現し、コンパクトで賑わいあふれるまちづくりを推進することを目的として、平成18年に国において「中心市街地の活性化に関する法律」「都市計画法」「大規模小売店舗立地法」の、いわゆるまちづくり三法が改正されました。このことは、既成市街地が郊外へと拡大拡散していくまちづくりから、21世紀の人口減少・少子高齢社会・低炭素社会に対応した、高齢者や障がい者の皆様をはじめ多くの方々にとって暮らしやすいコンパクトなまちづくりへと大きく舵を切るものであります。

中心市街地は歴史や文化、伝統を育む「まちの顔」とも言える場所であり、その場所が魅力的であり続けることが、本市全体の活力の向上にもつながることから、中心市街地の衰退傾向に歯止めをかけ、小城の特徴を活かした魅力と賑わいの創出に積極的に取り組む具体的なプランを、平成19年5月から平成21年5月までの2年間をかけて策定し、本年6月30日に佐賀県では第1号となる内閣総理大臣による認定をいただきました。

今後は、民間と行政がなお一層連携を図り、本基本計画に掲げております諸事業に鋭意取り組み、中心市街地の活性化を推進し、ひいては本市全体の賑わいの創出による地域経済の建て直しに努めて参りたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解と一層のご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画を策定するに当たりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、国の関係府省庁をはじめ関係各機関、並びに小城商工会議所の皆様に対し心からお礼申し上げます。

第9次分までの認定は全国77地区（75市）

第10次認定H21. 6.（6市）

- 稚内市中心市街地活性化基本計画（北海道）
- 川越市中心市街地活性化基本計画（埼玉県）
- 豊橋市中心市街地活性化基本計画（愛知県）
- 長浜市中心市街地活性化基本計画（滋賀県）
- 直方市中心市街地活性化基本計画（福岡県）
- 小城市中心市街地活性化基本計画（佐賀県）

九州・沖縄ブロックの認定（第9次） 12市13地区

- 福岡県：北九州市（黒崎・小倉地区）、久留米市
- 長崎県：諫早市
- 熊本県：熊本市、八代市、山鹿市
- 大分県：大分市、別府市、豊後高田市
- 宮崎県：宮崎市、日向市
- 鹿児島県：鹿児島市